

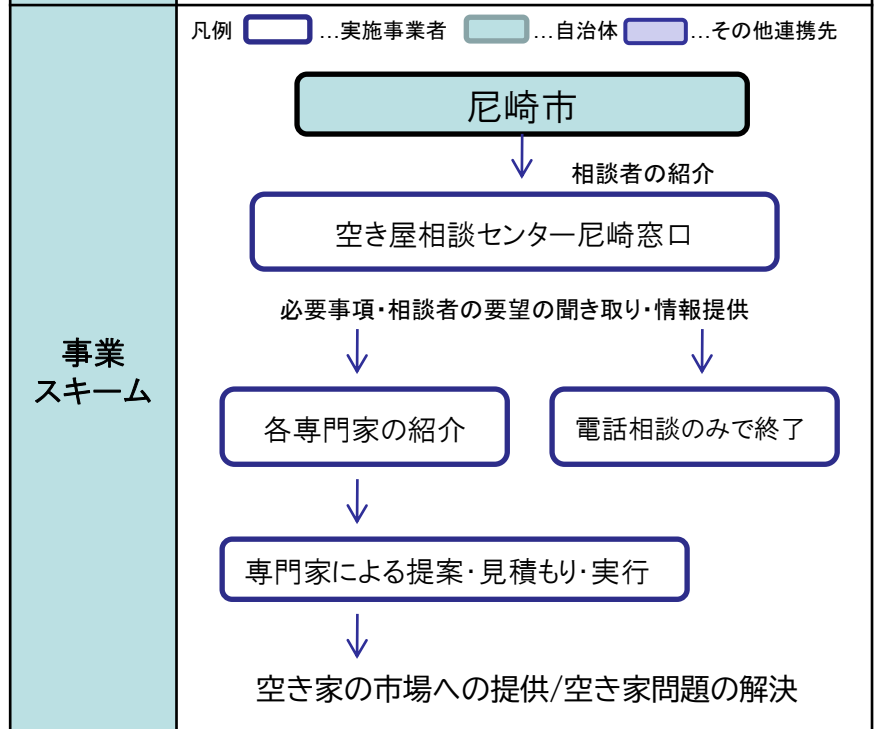
# 特定非営利活動法人空き家相談センター

**事業概要** 空き家問題に取り組む所有者の相談に対応するため、様々な専門家が集まるNPO法人による尼崎市専用の総合相談窓口を開設する。これによって支援を充実させ、ワンストップで対応できる体制を構築し、空き家対策のよりいっそうの推進を目指した。

## 事業者情報

団体名	特定非営利活動法人空き家相談センター
所在地	兵庫県宝塚市伊子志四丁目2番68-108号
設立時期	2015年6月19日
団体HP	<a href="http://hyogo-akiya-soudan.com/site/">http://hyogo-akiya-soudan.com/site/</a>

**活動地域** 兵庫県尼崎市



## 取組内容及び成果

- ①窓口の設置と相談業務・相談対応フローの確立
- ・尼崎市塚口本町6丁目17-22 尼崎市営塚口団地二号棟202に窓口を開設
  - ・窓口への電話相談は9/18~1/31現在で56件
  - ・その後専門家に引き継ぎ、案件化したものは30件



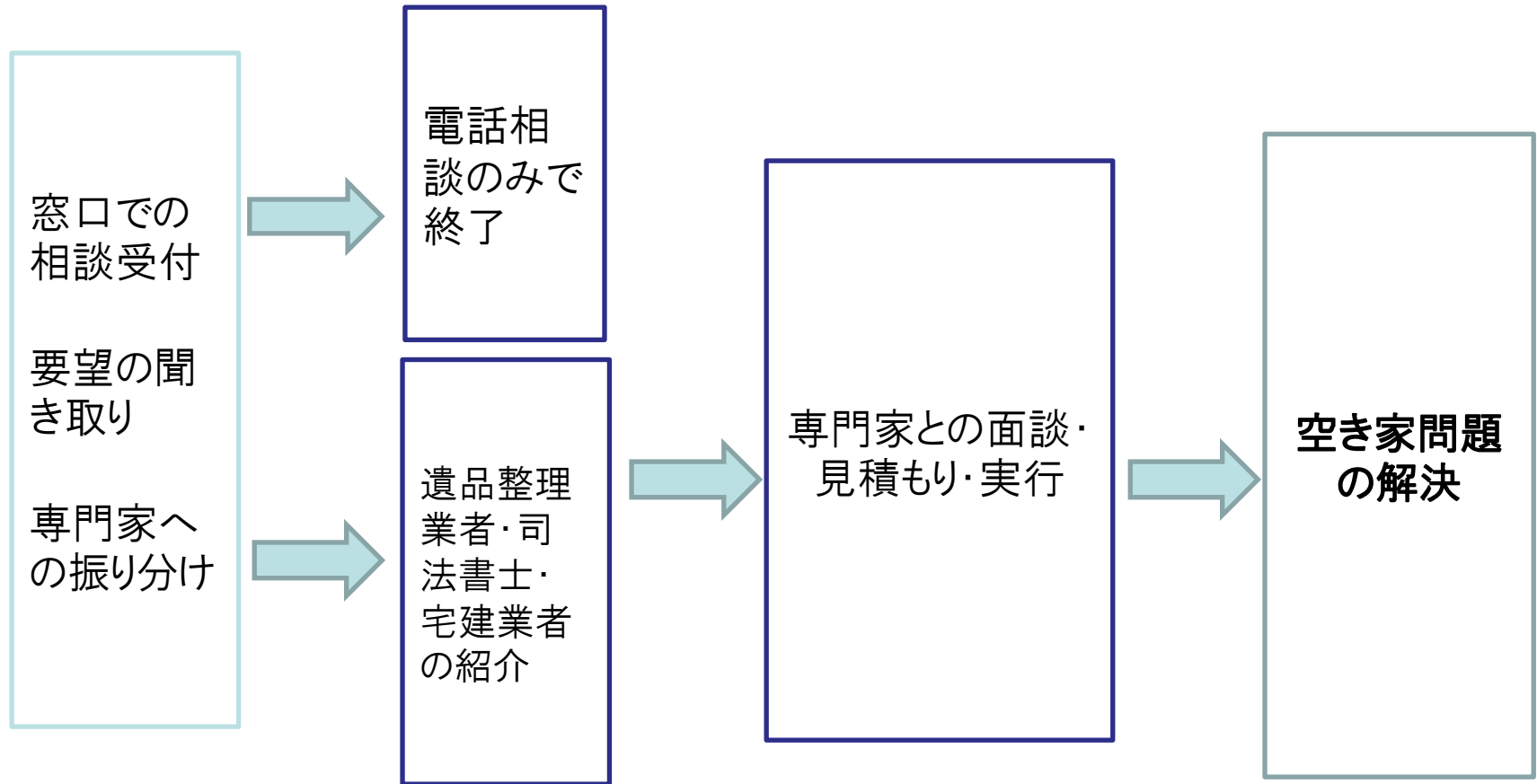
- ②市民への周知・宣伝業務
- ・セミナーの開催  
開催日: 12/3 12/10  
広報: 市民だよりに掲載 新聞折り込み  
所有者への郵便にて周知
  - ・尼崎市のHPIにて窓口設置のお知らせ
  - ・郵便局にてチラシの配布



- 提出する成果物
- ・相談対応マニュアル
  - ・専門家紹介チャート
  - ・補助要件の可否マニュアル
  - ・相談受付票
  - ・想定問答集

- 運営は特定非営利活動法人空き家相談センターが担う
- 尼崎市とは令和2年5月に連携協定を締結
- 「尼崎市 住まいと空き家の相談窓口」を令和5年6月に開設。9月より国交省事業に採択される。
- 窓口の場所は阪急稲野駅、JR猪名寺駅から徒歩10分ほどのアクセスのよい場所
- 窓口対応時間は月曜日から木曜日の10時から16時まで

# 相談の流れ



- 窓口への電話相談は9/18～1/31で56件
- その後専門家に引き継いだのは30件
  - 相続登記から売却や除却まで専門家のリレーにて解決
- 相談は遺品整理と借地上の物件・連棟の物件の売却や、借地権を所有者に返還したい旨の相談が多かった。
- 「住まい」とあるので空き家と関係の無い相談もあり、市役所の他部署を案内することもあった。
- 未然対策としては遺言・後見制度・相続土地国庫帰属制度の紹介を行った。
- 除却の補助申請としては2件の相談が寄せられ、1件は要件が合わなかったが1件は受給に至った。
- 管理不全空き家等については相談がなかった

## ①セミナーの開催

日時：12月3日 10日の2日間

内容：新しい相続のルール

（相続登記の義務化や国庫帰属制度など）

空き家の利活用

借地上空き家の問題点

受講人数：のべ30名 個別相談14件

アンケートにて100%「役に立った」との好評価をいただきました。

## ②市民だよりにて窓口開設のお知らせ

## ③市内5カ所の郵便局にて、窓口開設のチラシを配布

- 特定空き家の経過観察事業は個人情報の問題もあり、尼崎市との連携が難しい。広く市民から情報を得る手段を構築する必要がある。
- 窓口の対応時間が平日の日中のみだったため、週末や夜間も考えたい。
- 受付に座る人の個性・特性によって、対応に差が出るようだ。一定のレベルになるように情報共有や研修を深める必要がある。